

2022年11月15日

株主各位

会社名 株式会社ディー・ディー・エス
代表者 代表取締役 社長執行役員 久保 統義
(東証グロース・コード番号 3782)
問合せ先 執行役員 経営管理本部長 小野寺 光広
電話番号 052-955-5720
(URL <https://www.dds.co.jp/ja>)

招集通知記載事項の一部訂正について

当社「臨時株主総会招集ご通知」の記載内容に一部訂正すべき事項がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

【訂正箇所】

1. 臨時株主総会招集ご通知 4ページ
第1号議案 定款一部変更の件 2. 変更の内容
2. 臨時株主総会招集ご通知 6ページ
第2号議案 取締役4名選任の件 (注) 9.
3. 臨時株主総会招集ご通知 9ページ
第3号議案 監査役2名選任の件 (注) 5.

【訂正内容】(訂正箇所に下線を付しております。)

1. 臨時株主総会招集ご通知 4ページ
第1号議案 定款一部変更の件 2. 変更の内容

<訂正前>

<p>第4章 取締役及び取締役会 (新 設)</p>	<p>第4章 取締役、取締役会及び執行役員 (執行役員) 第24条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。 (2) 取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は、なお効力を有する。 (2) 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

<訂正後>

<p>第4章 取締役及び取締役会 (新 設)</p>	<p>第4章 取締役、取締役会及び執行役員 (執行役員) 第24条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。 (2) 取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</p>
<p>第24条～第50条 (条文省略)</p>	<p>第25条～第51条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は、なお効力を有する。 (2) 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

2. 臨時株主総会招集ご通知 6 ページ
第2号議案 取締役4名選任の件 (注) 9.

<訂正前>

9. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は工藤眞一氏、窪田哲也氏、原田泰孝氏との間で、会社法第427条第1項及び当社現行定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

<訂正後>

9. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は工藤眞一氏、窪田哲也氏、原田泰孝氏との間で、会社法第427条第1項及び当社現行定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする予定であります。

3. 臨時株主総会招集ご通知 9 ページ
第3号議案 監査役2名選任の件 (注) 5.

<訂正前>

5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は堀田千津子氏、若原義之氏との間で、会社法第427条第1項及び当社現行定款第40条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

<訂正後>

5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は堀田千津子氏、若原義之氏との間で、会社法第427条第1項及び当社現行定款第40条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする予定であります。

以 上